

事業主のみなさんへ

Let's Check!

アルバイトを雇うときの
ポイントをチェックしてみよう!

確かめよう！
アルバイトの
労働条件



学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。



書面で労働条件を明示しましょう。



学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。



シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。



最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。



商品を強制的に購入させることはできません。



遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

01 書面で労働条件を明示しましょう。

- トラブル防止のためにも、労働条件通知書（雇用契約書）などの書面を交付し、「始業・終業時刻」や「休日」などを明示する必要があります。
- 労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）で明示することもできます。



労働条件通知書の
モデル様式はこちら！

02 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。

- 学生・生徒は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 使用者が一方向的にシフトを決めることは望ましくありません。「シフト制留意事項」を参考に、シフトの作成や変更等のルールを定めましょう。



シフト制留意事項

03 シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。

- アルバイトに対しても 45 分または 1 時間の休憩時間を与える必要があります。
 - ・勤務時間が 6 時間を超える場合には少なくとも 45 分
 - ・勤務時間が 8 時間を超える場合には少なくとも 1 時間
- シフト制のアルバイトであっても、① 6 か月間継続して勤務し、② 全労働日の 8 割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を付与する必要があります。
- 原則として、労働者が請求する時季に年次有給休暇を取得させる必要があります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト | 事業主の方へ

04 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。

- アルバイトに対しても、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に把握する必要があります。
- 賃金は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間に対しても、賃金を支払う必要があります。
- 予定した時間を超えて働いた場合には、残業代などその分の賃金を支払う必要があります。



地域別最低賃金
の全国一覧

05 商品を強制的に購入させることはできません。

- アルバイトに商品を強制的に購入させる売買契約は、公序良俗に反して無効となり、また不法行為として使用者の損害賠償責任が認められる可能性があります。



商品の買取強要の問題点

06 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

- 遅刻や欠勤などにあらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

ご不明点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー

※全国 378 か所で相談を受け付けております
※ 4 月～7 月に若者相談コーナーを開設します



こちらで詳しく解説しています！

アルバイトを雇う際に 知っておきたいポイント



平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ！

※ キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です



0120-811-610

相談無料

月～金：17 時～22 時 土・日・祝日：9 時～21 時